

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名		神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例	
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 43 号	法 規 集	第 11 編第 3 章
所 管 部 局 室 課		県土整備部用地課	
条 例 の 概 要		国有財産法第 18 条第 6 項の規定に基づき、国土交通省所管の法定外公共用財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも必要 な条例か。 〕	地方財政法第 23 条第 1 項により国の営造物に関する使用料については条例を定めて徴収することができることとされていることから、国有財産法第 18 条第 6 項に基づく国土交通省所管法定外公共用財産（一般海域等）の使用料徴収について定めた本条例は必要である。	
	有効性 〔 現行の内容で 課題が解決で きるか。 〕	使用料の算定については、受益者負担の原則に基づき、他の占用料で類似する単価区分との整合性を図った上で使用物件等の種類に応じて区分した単価方式を採用しており、適正で有効な方法をとっている。	法定外公共用財産使用料収入 平成 20 年度 44,871,828 円 平成 19 年度 42,357,900 円 平成 18 年度 50,304,892 円 平成 17 年度 50,533,480 円 平成 16 年度 56,561,811 円
	効率性 〔 現行の内容で 効率的といえ るか。 〕	使用料の額については、単価方式をとることで、使用物件の数量等に応じて算出することが容易となっており、わかりやすく十分に効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔 県政の基本 的な方針に 適合してい るか。 〕	国有財産法及び地方財政法に基づき、国土交通省所管法定外公共用財産の使用を許可した場合の使用料に関して必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲法、法令に 抵触しない か。 〕	国有財産法及び地方財政法に基づく内容であり、憲法、法令等に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	別表に定める使用料の額については、地価の変動等を踏まえて、適宜見直しを検討する。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無